

## SG への影響評価項目

### ・設計情報質問書（DIQ: Design Information Questionnaire）の変更が必要か。

日・IAEA 保障措置協定に基づき、各施設の設計情報を IAEA に提出しております。仮に変更許可等で建物に変更が生じる場合は、その情報を IAEA に提出する必要があります。

### ・査察機器の移設又は新規設置が生じるか。

IAEA が設置する査察機器について移設又は新規設置を要する場合は、事前に IAEA と調整する必要があります。例えば、フローが変わる場合や、新たな保管場所ができる場合です。

### ・サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設するか。

本報告の対象となるサイト内の場所（建物など）は、IAEA による補完的なアクセス（未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するための活動）の対象となる可能性があります。建設工事を開始した時点（建物の完成以前）から報告の対象となるため、その情報を IAEA に提出する必要があります。

### ・既存の査察実施方針に影響があるか。

設備の設計や工事については、IAEA の査察活動への影響を考慮する必要があります。

例えば、IAEA は暦年毎に 14 ヶ月を超えない範囲で実在庫検認（PIV）を実施しておりますが、軽水炉の燃料取扱クレーンなどがその範囲を超えて使用できなくなる場合、検認活動が出来ないため問題となります。

また、新たに設備を設置し、そのために検認方法や非破壊測定に影響を及ぼす場合は調整が必要、さらにこれらの活動が不可能となることは避けなければなりません。

現地での施工方法は許可の段階では未定ですが、仮にその施工が長期間にわたる場合は期間を調整する等をしてもらう必要があるため、影響がないように調整可能かどうかを検討してもらう必要があります。